フェロシアン化カリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての 意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年12月1日~令和3年12月30日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 3 通
- 4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

食品安全委員会の回答 意見・情報**

「フェロシアン化カリウム」が添加物として 適切に使用される場合、安全性に懸念はない との判断は適切と考えます。

ただし、今回、新たな毒性情報が得られてい ることから、従前フェロシアン化物に対しての製造に用いる場合は、食塩の固結防止剤 厚労省が設定した ADI (0.025 mg/kg 体重/ としての用途とは異なり、最終製品にほと 日)については、貴委員会の判断や取扱いを んど残存しない等の特性を踏まえ、今回の 明確にすべきではないでしょうか(取り下げ フェロシアン化カリウムの食品健康影響評 る等)。

また、今回、MOE を用いて評価を行ってい カリウムの食品健康影響評価を行うために ます。加工助剤であれば貴委員会の評価指針 | 必要な知見をまとめることとしました。な に則って評価を MOE で行うことが適当と思|お、前述の考え方がわかりやすいように、 いますが、フェロシアン化カリウムはすでに別紙のとおり修正しました。 食塩の固結防止剤として使用が認められてい ます。固結防止剤用途は加工助剤に該当せ化カリウムの食品健康影響評価では、ぶど ず、摂取量は両方の用途を合わせて推計して いますので、ADIを設定すべきではないでし ようか。なお、規格基準改正要請者が提出し た概要書では ADI を提案しています。

「ウサギ、イヌ及びヒトにフェロシアン化ナ トリウムを静脈内投与した結果、速やかに尿る健康影響評価においては、環境への影響 中に排泄されており、フェロシアン化物イオーに関する事項は審議の対象としておりませ ンは、吸収されたとしてもほとんど尿中に排 ん。 泄されると考えた」ということもあって、健 康影響はないとしているが、排泄物として自 然界に与える影響についても検証すべきでは ないか?

3 フェロシアン化カリウムの酒類での利用可能 化には反対である。

なるほど遺伝毒性はあまり無いかもしれない いては、以下の理由から、安全性に懸念は が、シアンが人を傷付け苛む事は大きいもの ないと評価しました。

今回の使用基準改正要請の内容は、フェ ロシアン化物のうち、フェロシアン化カリ ウムに限定して、これをぶどう酒に限り、 その製造に鉄イオン等の除去のため使用で |きるようにするというものです。ぶどう酒 価においては、フェロシアン化物のグルー プとしての評価は行わず、フェロシアン化

今回の使用基準改正に係るフェロシアン う酒の製造のみに使用され、かつ、最終食 品中からほとんど除かれることを踏まえ、 |摂取量は少ないと考えられることから、ば く露マージン (MOE) による評価を実施し ました。

食品安全委員会委員で行う添加物等の食

添加物「フェロシアン化カリウム」から 生じる可能性のあるシアン化物イオンにつ

であり、そしてシアンの存在によって人の知・水溶液中でのフェロシアン化物イオン解 能・知的活動が悪影響を受ける事は確かであし離定数が非常に小さく、シアン化物イオン るとともに発生する痛みはあまり意識が行え なくても人の QoL を下げるようなものであ|ン化物イオンの生成については無視できる るので、酒類でのフェロシアン化カリウムのと考えられること 使用については賛成が行えない。

や運輸物等の色々な物質へのシアンの付着が | 経口投与時のシアン化物イオンの吸収は低 起きるであろう事も不安なのであるが、シア|く、体内での生成も少ないと考えられるこ ンは C と N の単純な構造ながら人体が分解 と しにくく、そして害性について憂慮すべきも|・ぶどう酒に添加された「フェロシアン化 のがあるので、その様な面(実環境での憂慮 カリウム 由来のシアン化物イオンの一日 すべき問題であるのであるが、これはなかな | 摂取量は、使用基準案における最大残存量 か食品安全委員会などでは評価が行えないでのフェロシアン化カリウムがぶどう酒中に あろう。なお、ターゲットを定めて行う嫌が|残存し、その全てがシアン化物イオンに分 らせなどにシアンは多く用いられている事を | 解した場合を仮定しても 0.358 μg/kg 体重/ 述べておく。その運輸事業者等倉庫内への補 日であり、シアン化物イオンの耐容一日摂 給経路を発生させないでいただきたい。)か|取量(TDI)(4.5μg/kg 体重/日)の8.0%で らも賛成が行えない。)

- と鉄イオンの結合は強固であるので、シア
- ・ヒト、ラット又はブタにおける体内動態 (なお、倉庫等において、配置により出荷物 | 試験の結果から、フェロシアン化カリウム
 - あること

添加物の使用基準等のリスク管理措置に 関する御意見については、リスク管理機関 である厚生労働省にお伝えいたします。

※ 頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。

「フェロシアン化カリウム」評価書の変更点

※修正箇所の欄は、意見・情報の募集時の公開資料におけるページ数等(下線部修正)

修正箇所	第 848 回食品安全委員会資料	意見・情報の募集時の資料
	(変更後)	(変更前)
4ページ	添加物「フェロシアン化カリウム」に	製造用剤として使用される添加物「フ
2 行目	ついて、各種試験成績等を用いて食品健	エロシアン化カリウム」について、各種
	康影響評価を実施した。 今般の食品健康	試験成績等を用いて食品健康影響評価を
	影響評価の依頼は、フェロシアン化物の	実施した。
	うち、「フェロシアン化カリウム」のみ	評価に用いた試験成績は、フェロシア
	について、その用途につき、ぶどう酒の	ン化カリウム、フェロシアン化ナトリウ
	製造用剤という限定されたものを追加す	ム及びフェロシアン化鉄カリウムを被験
	るという規格基準の改正に係るものであ	物質とした体内動態、遺伝毒性、急性毒
	る。「フェロシアン化カリウム」は、そ	性、反復投与毒性、生殖発生毒性等に関
	の他のフェロシアン化物である添加物と	するものである。
	ともに、食塩を対象に固結防止剤として	
	<u>従前用いられており、フェロシアン化物</u>	
	のグループとしての ADI が設定されて	
	いるが、ぶどう酒の製造に用いる場合に	
	は、食塩の固結防止剤としての用途とは	
	異なる特徴があることから、今般の評価	
	においては、フェロシアン化物のグルー	
	プとしての評価は行わず、「フェロシア	
	ン化カリウム」について、ぶどう酒の製	
	造用剤としての使用に関して食品健康影	
	響評価を実施したものである。	
	評価に用いた試験成績は、フェロシア	
	ン化カリウム、フェロシアン化ナトリウ	
	ム及びフェロシアン化鉄カリウムを被験 物質とした体内動態、遺伝毒性、急性毒	
	性、反復投与毒性、生殖発生毒性等に関	
	するものである。	
4ページ	1. フェロシアン化カリウム	1.フェロシアン化カリウム
11 行目	フェロシアン化カリウムの摂取量推	今回の使用基準改正案を踏まえたフ
	計等については、現在の食塩からの一	エロシアン化カリウムの摂取量は、食
	- 日摂取量は、過大な見積もりとなる可	塩からの摂取量 <u>(6.1×10⁻⁴ mg/kg</u> 体
	能性はあるが、摂取される全ての食塩	<u>重/日)</u> 及びぶどう酒からの摂取量
	にはフェロシアン化物が含まれ、か	
	つ、それが全てフェロシアン化カリウ	し、1.5×10 ⁻³ mg/kg 体重/日(無水フ
	<u>ムであると仮定し、6.1×10⁴ mg/kg</u>	ェロシアン化カリウムとして)と推計
	体重/日(無水フェロシアン化カリウ	した。ただし、フェロシアン化物イオ
	<u>ムとして)と推計した。ぶどう酒から</u>	ンは鉄イオンと結合して不溶性のフェ

の一日摂取量は、使用基準案における 無水フェロシアン化カリウムとしての 最大残存量(0.001 g/L)のフェロシ アン化カリウムがぶどう酒中に残存し た場合を仮定し、ぶどう酒の一日摂取 量 (46.5 mL/人/日) を乗じ、8.45× 10⁻⁴ mg/kg 体重/日 (無水フェロシア ン化カリウムとして)と推計した。

今回の使用基準改正案を踏まえたフ エロシアン化カリウムの摂取量は、食 塩からの摂取量及びぶどう酒からの摂 取量を合計し、1.5×10⁻³ mg/kg 体重/ 日(無水フェロシアン化カリウムとし て) と推計した。ただし、フェロシア ン化物イオンは鉄イオンと結合して不 溶性のフェロシアン化鉄(Ⅲ)を形成 し、おり引きやろ過により除去され、 適切に処理されたぶどう酒にはフェロ シアン化物イオンはほとんど含まれて いないという規格基準改正要請者の説 明も踏まえると、実際の摂取量は上述 の推定一日摂取量よりも少ないと考え た。

ロシアン化鉄(Ⅲ)を形成し、おり引 きやろ過により除去され、適切に処理 されたぶどう酒にはフェロシアン化物 イオンはほとんど含まれていないとい う規格基準改正要請者の説明も踏まえ ると、実際の摂取量は上述の推定一日 摂取量よりも少ないと考えた。

17ページ 2 行目

評価対象品目であるフェロシアン化力 リウムに関する知見は限られているが、 I. 9. のとおり、フェロシアン化カリ ウムは、ぶどう酒中(pH3.0~4.0)及|ウムは、ぶどう酒中(pH3.0~4.0)及 び胃内でフェロシアン化物イオン及びカ リウムイオンに解離すると考えられるこ とから、胃内でフェロシアン化物イオン|とから、胃内でフェロシアン化物イオン を生じると考えられるフェロシアン化ナ|を生じると考えられるフェロシアン化ナ トリウム及びフェロシアン化鉄カリウム トリウム及びフェロシアン化鉄カリウム に係る知見も併せて、「フェロシアン化 に係る知見も併せて、「フェロシアン化 カリウム」の安全性に関する検討を総合 カリウム」の安全性に関する検討を総合 的に行うことは可能であると考えた。な|的に行うことは可能であると考えた。 <u>お、「フェロシ</u>アン化カリウム」は「フ ェロシアン化ナトリウム 及び「フェロ シアン化カルシウム」とともに食塩を対 象に固結防止剤として用いられている が、今次の使用基準改正要請の内容はフ ェロシアン化カリウムに係るものである ため、フェロシアン化物グループとして の知見を網羅するのではなく、フェロシ アン化カリウムの安全性を評価するため

評価対象品目であるフェロシアン化力 リウムに関する知見は限られているが、 I. 9. のとおり、フェロシアン化カリ び胃内でフェロシアン化物イオン及びカ リウムイオンに解離すると考えられるこ

(後略)

)= V= }- L			I		
		可見をまとめた。				
00 °° 33	(後略)	中中民級三位/正		17 A D /	/井 r吉 早く網 =示 /エ	
		. 食品健康影響評価			V.食品健康影響評価	
1 行目	今般の食品健康影響評価の依頼は、フ		「フェロシアン化カリウム」は、ぶど う酒に使用すると溶解し、フェロシアン			
					用りると俗解し、ノエロシテン ン及びカリウムイオンに解離	
		•			ン及びカリリムイオンに解離 、シアン化物イオンが生じる可	
					、ファン化物イオンが主じる引 ることから、フェロシアン化カ	
					かえ、カリウムイオン及びシア	
					オンについても食品健康影響評	
		添加物とともに、食塩を				
	·	別として従前用いられて				
	フェロシ	アン化物のグループと	しての			
	ADI が設定	定されているが、ぶどう	酒の製			
	造に用いる	る場合には、食塩の固結	防止剤			
	としての見	用途とは異なる特徴があ	ること			
	<u>から、今</u> 角	设の評価においては、フ	エロシ			
	アン化物の	のグループとしての評価	は行わ			
	ず、「フェ	ロシアン化カリウム」	につい			
	て、ぶどう	う酒の製造用剤としての	使用に			
	_	品健康影響評価を実施し				
	「フェロシアン化カリウム」は、ぶど う酒に使用すると溶解し、フェロシアン 化物イオン及びカリウムイオンに解離		•			
		シアン化物イオンが生				
		ることから、フェロシア JJえ、カリウムイオン及	•			
		加え、カックムイオン及 オンについても食品健康				
		こととした。	砂音叶			
41ページ	<別紙:町			<別紙:	 路称>	
1 行目	略称	名称等		略称	名称等	
	PH-1/1	(中略)		PD.k1.	(中略)	
		(削除)		CMD		
		(月川林)		<u>GMP</u>	Good Manufacturing	
		(1.11)			Practice: 適正製造規範	
		(中略)			(中略)	
	OIV	Organisation		OIV	Organisation	
		<u>I</u> nternationale de la <u>V</u>	igne		<u>i</u> nternationale de la <u>v</u> igne	
		et du <u>V</u> in:国際ブドウ	・ワ		et du <u>v</u> in : 国際ブドウ・ワ	
		イン機構			イン機構	
	(後略)		(後略)			